

介保第202号

平成31年2月4日

処遇改善加算対象サービス事業者

対象サービス施設・事業所管理者 殿

奈良県医療・介護保険局介護保険課長

平成31年度介護職員処遇改善加算の届出について

平成31年4月から介護職員処遇改善加算を算定する場合は、下記に留意の上、平成31年度介護職員処遇改善計画書を平成31年2月28日（木）〔期限必着〕までに提出してください。

記

【対象】

- 平成30年度に介護職員処遇改善加算を算定しており、平成31年度も引き続き加算を算定する法人〔継続〕
- 平成31年4月以降、初めて介護職員処遇改善加算を算定する法人〔新規〕

【注意事項】

奈良県提出分の計画書様式等につきましては、奈良県介護保険課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49288.htm>) をご覧ください。

なお、奈良市指定事業所及び地域密着型サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の届出様式及び提出期限につきましては、各市町村のホームページ等でご確認ください。

処遇改善加算に関する届出・確認先

〔県が指定する施設・事業所〕

奈良県介護保険課介護事業係

〔奈良市内の施設・事業所〕

奈良市役所介護福祉課

〔その他の地域密着型サービス施設・事業所〕

〔介護予防・日常生活支援総合事業関係〕

各市町村担当課